【第三種郵便物認可】 日本経済新聞 2017年（平成

与党税制大綱の要旨

（1面参照）

成長へ「アメ」と「ムチ」徹底

▽個人所得課税

給与所得控除等 控除額を一律10万円引き下げる。給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる。

公的年金等控除 控除額を一律10万円引き下げる。公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合の控除額については、195万5000円の上限を設ける。公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1000万円を超え2000万円以下である場合の控除額を、見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2000万円を超える場合の控除額を見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げる。

基礎控除 控除額を一律10万円引き上げる。合計所得金額が2400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が2500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととする。

所得金額調整控除 その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するものまたは年齢23歳未満の扶養親族を有するものもしくは特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1000万円を超える場合には、1000万円）から850万円を控除した金額の10％に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。

森林吸収源対策に係る地方財源の確保 次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、19年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。税率は年額1000円。賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行う。24年度から課税する。

▽資産課税

事業承継税制の特例の創設 特例後継者が特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与または相続もしくは遺贈で非上場株式を取得した場合、全ての株式に係る課税価格に対応する贈与税または相続税の全額について、特例後継者の死亡の日等まで納税を猶予する。

土地に係る固定資産税等の負担調整措置 宅地等及び農地の負担調整措置は20年度まで、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の仕組みを継続する。

市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3％以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売価償却費の総額の10％を超える――とする。

中小企業における所得拡大促進税制の改組 中小企業者等が18年4月1日から21年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1・5％以上であるときは、給与等支給増加額の15％の税額控除ができることとする。

地方創生の実現 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却または税額控除制度の適用期限を2年延長する。

税務手続きの電子化等の推進 大企業の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法（e－tax）により提供しなければならない。

▽消費課税

国際観光旅客税（仮称）の創設 出入国管理および難民認定法による出国の確認を受けて本邦から出国する観光旅客は国際観光旅客税（仮称）を納める義務がある。国際船舶等による出国には国際観光旅客税（仮称）を課する。航空機により入国後24時間以内に出国する乗継旅客、2歳未満には課さない。国際観光旅客税（仮称）の税率は出国1回につき1000円で、19年1月7日以後に適用する。

たばこ税の見直し 国および地方のたばこ税の税率は、第一段階 18年10月1日（1000本につき1万2424円） 第二段階 20年10月1日（同1万3424円） 第三段階 21年10月1日（同1万4424円）とする。

たばこ税法および地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設ける。改正は18年10月1日から実施する。加熱式たばこの課税標準は、次の①および②によって換算した紙巻きたばこの本数の合計本数とする。

①加熱式たばこの重量に基づく換算方法に用いる重量は、フィルターその他の一定の物品の重量を含まない重量とし、当該重量0・4㌘をもって紙巻きたばこの0・5本に換算する。

②加熱式たばこの小売定価に基づく換算方法を導入し、紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこの0・5本に換算する。

経過措置は第一段階 18年10月1日 第二段階 19年10月1日 第三段階 20年10月1日 第四段階 21年10月1日 第五段階 22年10月1日とする。

地方消費税の清算基準の抜本的見直し 消費に相当する額のうち、小売年間販売額について現行の額から、商業統計の「医療用医薬品小売」「自動販売機による販売」などの欄の額を除外する。消費に相当する額のうち、サービス業対個人事業収入額について現行の額から、経済センサス活動調査の「建物売買業、土地売買業」「不動産賃貸業」などの欄の額を除外する。

消費に相当する額に対して、小売年間販売額およびサービス業対個人事業収入額が占めるウエートを75％から50％に、人口が占めるウエートを17・5％から50％に、それぞれ変更する。

▽国際課税

恒久的施設（PE）関連規定の見直し 保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として使用する事業を行う一定の場所等はPEに含まれないものとする。その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的または補助的な機能を有するものである場合に限る。

▽納税環境整備

申告手続きの電子化促進のための環境整備 大企業の消費税の確定申告書、中間申告書、修正申告書、還付申告書の提出は電子情報処理組織を利用して提供しなければならない。大企業の法人住民税と法人事業税の申告書も電子情報処理組織を使用する方法で提出しなければならない。

年末調整手続きの電子化 年末調整で控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法で提出する場合は、控除証明書の書面の代わりに、記載すべき事項が記録された情報で発行者の電子署名と電子証明書が付されたものを申告書に記載すべき事項とあわせ電磁的方法で提供することができる。

▽関税

暫定税率の適用期限の延長 18年3月31日に適用期限の到来する特別緊急関税制度および、牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置について、19年3月31日まで適用期限を延長する。

金の密輸入に対する罰則の引き上げ 無許可輸出入罪の罰金額を500万円以下から1000万円以下（貨物の価格の5倍が1000万円超の場合は価格の5倍まで）にし、金の密輸に関する罰則を引き上げる。

段階的に増税される加熱式たばこ

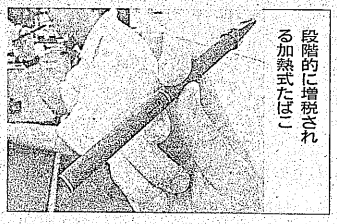

「森林環境税」を創設し森林保護の財源とする

今後の税制改正スケジュール

2018年1月	配偶者控除の見直し
	積み立てNISAの創設
18年度	賃上げや投資に積極的な企業は減税に
	企業の経営を引き継ぐ際、相続税・贈与税の猶予額を100％に
18年10月	たばこ税、4年かけて1本あたり3円増税。加熱式たばこは5年後に紙巻きの7～9割の税額に
19年1月	国際観光旅客税、日本人・外国人ともに出国時に1人あたり1000円の増税
10月	自動車税制の見直し
	消費税率を10％に引き上げ、軽減税率も導入
20年1月	所得税改革、年収850万円超の会社員は増税に
4月	大企業は法人税・消費税の電子申告義務化
24年度	森林環境税、1人当たり1000円の増税
26年10月	ビール系飲料の税額統一